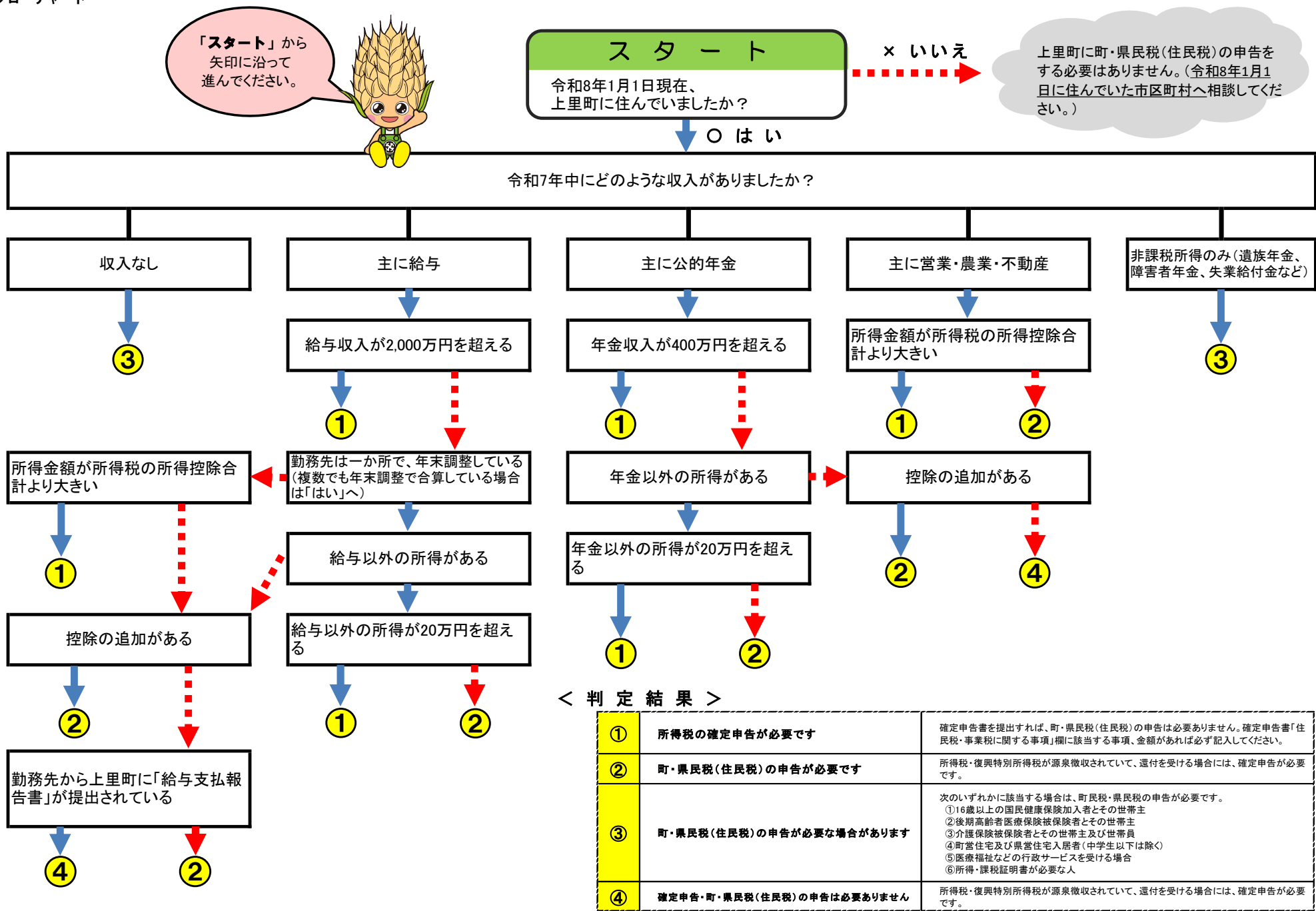




※上図は、申告が必要かどうかの目安です。ご不明な点がございましたら、税務課住民税係までご連絡ください。

※①または④に該当する方は、本庄税務署においては、1月から申告相談を行っています(要事前予約)。

※②または③の場合でも、内容により、町・県民税、住民税の申告だけでなく、所得税の確定申告が必要になる場合があります。